

認証保育所のみ利用者専用様式
(認証保育所に提出)

請求日 2024 年 7 月 5 日

町田市長 宛

施設等利用費請求書

本紙を記入した日付になります。

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、町田市内に居住していることを町田市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していること及び利用料の支払い状況を町田市が対象施設に確認すること。
- 認定及び課税状況を町田市が確認すること。

1. 利用年月

新2号・新3号の認定時に市から発行された認定通知に、認定保護者名の記載があります。

今回請求する利用年月

2024年4月分～2024年6月分

2. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

※認定保護者名・認定番号は、認定時に発行される施設等利用給付認定通知書に記載があります。

生年月日	1988年5月5日	現住所	町田市森野2-1-1	捨印 ※1	
フリガナ氏名 ※必ず押印してください。	町田 太郎		電話: 042-000-△△△△	認定子どもとの続柄	父

※1 捨印の押印がない場合は、記載誤り・漏れがあった際、請求者様自身による修正・再提出が必要になりますのでご注意ください。

3. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

新2号・新3号の認定時に市から発行された認定通知に記載があります。

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新2号 <input type="checkbox"/> 新3号	認定番号	10101
生年月日	2020年1月1日	フリガナ氏名	町田 花子
今回請求する利用年月の期間の住所			
<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 町田市に転入した <input type="checkbox"/> 町田市から転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年 月 日	

4. 振込先を記入して下さい(振込先は、上記認定保護者名義の口座になります)

認定保護者名義の口座をご記入ください

 前回の施設等利用費請求と同じ口座への振込を希望(チェックした場合は、振込先の記入は不要です。)

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合	口座名義(カタカナ)	マチダ タロウ
〇〇〇	支店	△△△
	出張所	

※ゆうちょ銀行(郵便局)の場合は、振込用の店名(漢数字3桁)

認証保育所が発行する各月の領収証から転記してください。※利用料は、領収証の「特定子ども・子育て支援利用料」欄の金額です。※領収証自体の添付は不要です。

5. 利用した認証保育所と償還払い請求額の内訳を記入

利用月	利用した認証保育所名	A. 利用料(月額) ※保育所が発行する領収証の「特定子ども・子育て支援利用料」の金額を記入。領収証の添付は不要	B. 月額上限額 ※1	C. 請求額 (AとBを比較して小さい方の金額を記入) ※請求額に誤りがあった際は、捨印の有無に係らず、保護者様自身での修正・再提出が必要になりますのでご注意ください。
4月分	〇〇〇保育園	35,000 円	37,000 円	35,000
5月分	〇〇〇保育園	40,000 円	37,000 円	37,000
6月分	〇〇〇保育園	35,000 円	37,000 円	35,000

月額上限額は、新2号は37,000円、新3号は42,000円です。但し、月途中で認定期間が終了する又は開始される場合、日数に応じて減額となります。(「※1」参照)

※1 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は月額42,000円です。月途中で認定期間が終了する又は開始される場合、市町村間の転出入の場合、月額限度額は、

- 月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×認定期間終了日(町田市からの日数)÷その月の日数【日割り計算した金額に少数点以下の端数がある場合は切り捨て】
- 月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×認定期間開始日(転入後の町田市の日数)÷その月の日数【日割り計算した金額に少数点以下の端数がある場合は切り捨て】

6. その他施設（認可外保育施設、ベビーシッター、一時預り事業、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業）の利用・請求の有無について

今回請求するすべての月で、認証保育所以外のその他施設は利用していない。

※認証保育所と認証保育所以外の認可外保育施設等（認可外保育施設、ベビーシッター、一時預り事業、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業）を併用されている場合は、本請求書（認証保育所のみ利用者専用）ではなく、「施設等利用費請求書」をまちだ子育てサイトからダウンロードし、認証保育所利用分、認可外保育施設等利用分を合わせて、子ども総務課まで直接ご提出ください。

本請求書は、下記提出期限までに、認証保育所にご提出ください。

【提出期限】

- ・4, 5, 6月分の保育料に対する請求書・・・7月上旬までに提出。
- ・7, 8, 9月分の保育料に対する請求書・・・10月上旬までに提出。
- ・10, 11, 12月の保育料に対する請求書・・・1月上旬までに提出
- ・1, 2, 3月の保育料に対する請求書・・・4月上旬までに提出

※在籍している認証保育所が別に提出期限を定めている場合は、そちらの期限までにご提出ください。

記入方法に関するお問合せ先: 町田市子ども総務課 ☎ 042-724-2551

子ども総務課記入欄

提出日 /

認定期間 住民登録期間 施設確認 添付書類の利用月 請求額

入力日 /